

平成22年 No.30

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部を改正する規程

制定理由

点検評価の実施方法及び体制の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 4月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年4月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第20号

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程（平成18年規程第16号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部改正について

改正理由：点検評価の実施方法及び体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、点検評価室を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 点検評価室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 自己点検評価の企画・立案及び実施に関すること。</p> <p>(2) <u>認証評価への対応</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>法人評価への対応</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果</u>に基づく諸施策の企画・立案に関すること。</p> <p>(5) <u>その他点検評価</u>に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 点検評価室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する学長補佐 1名</p> <p>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(3) 評価推進室長</p> <p>2 点検評価室に室長を置き、前項第1号の室員をもって充てる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第2号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(実施プロジェクトチーム)</p> <p>第5条 <u>点検評価室に、本学の自己点検評価の実施並びに認証評価及び法人評価への対応に関し必要な業務を行うため、実施プロジェクトチームを置くことができる。</u></p> <p>2 <u>実施プロジェクトチームに関し必要な事項は、学長が定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 点検評価室の庶務は、総務部総務課が処理する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、点検評価室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、点検評価室を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 点検評価室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 自己点検評価の企画・立案に関すること。</p> <p>(2) <u>外部評価及び第三者評価の企画・立案</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>中期目標・中期計画及び年度計画の評価</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>点検評価</u>に基づく諸施策の企画・立案に関すること。</p> <p>(5) <u>評価に係るデータの収集</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>役員会の求めに応じた、自己点検評価の調査・分析</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>その他評価</u>に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 点検評価室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する学長補佐 1名</p> <p>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(3) 評価推進室長</p> <p>2 点検評価室に室長を置き、前項第1号の室員をもって充てる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第2号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 点検評価室の庶務は、総務部総務課が処理する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第6条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、点検評価室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。</p>

附 則

この規程は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。